

## 「生産性向上設備投資促進税制」活用進む

### 即時償却 または 税額控除5%

平成26年度税制改正大綱において創設された「生産性向上設備投資促進税制」の活用が進んでいる。これは、平成26年1月20日の産業競争力強化法施行に伴い、事業の発展段階に合わせた支援策として創設されたもので、「創業期」、「成長期」および「成熟期」の事業者における質の高い設備投資を対象に、簡単な手続きによって即時償却または5%の税額控除が適用されるというものだ。



坂本進会長(右)と坂本隆社長▶

### 事例 坂本造機 「ひとつの営業ツールとして積極提案」

同税制は、先端性を有する設備要件を満たす資産を対象に、業界団体が当該資産に関する申請内容を確認して証明書を発行する制度と、生産ラインやオペレーションの刷新・改善に資する設備投資計画を経済産業局が確認する制度からなり、前者の「先端設備」における印刷関係の証明書発行は(一社)日本印刷産業機械工業会が行っている。取り扱いには「パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備」と「印刷業又は印刷関連業用設備」が対象となる。

要件は、導入設備が「最新モデルであること」「生産性が年平均1%以上向上していること」「一定の価額以上であること」など。平成26年1月20日から平成28年3月末日に取得したものが対象になる。さらに、平成28年4月1日から平成29年3月末日までに取得したものに対しては、特別償却50%または税制控除4%となる。

設備ユーザーが設備メーカー等に証明書の発行を依頼。設備メーカーは工業会に設

備の確認・証明書発行を依頼するというスキームになる。結果、証明書が工業会から設備メーカー、設備ユーザーに転送され、税務申告の際にこの証明書を添付することで、ユーザーが税制優遇を享受できる。

なお、工業会によると、9月末現在の証明書発行は約1,300件、メーカー等による設備の登録は約1,100件となっている。



当組合の会員企業である坂本造機(株)(本社/大阪府和泉市テクノステージ3-9-5、坂本隆社長)では、ユーザーにこの税制措置を積極的に訴求することで、3つの案件を受注に結びつけている。

「当社の製品すべてが対象になるわけではないが、お客様には積極的にこの税制措置を伝え、ひとつの営業ツールとして提案している」(坂本社長)

登録設備は、サーボクランク式テーブル連

続型抜機「SCPシリーズ」3機種。いずれもサーボ駆動を採用することで加工速度と精度を高めることで、旧モデル比で生産性1.5倍以上を達成している。

また、坂本進会長は、「クライアントの中には、中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業の助成金との併用も見られる」とし、公助を活用した設備投資が進む現状を指摘している。

「使い易さ」の面から老朽化した設備の更新に躊躇するユーザーへの「後押し材料」ともなる今回の税制措置。坂本社長は「3月決算のクライアントが多いため、利益水準が見え始める12月以降、同税制を活用した案件も増えてくるだろう」との見方を示し、4年間でおよそ20件の案件を見込んでいたという。

一方、登録申請における工業会のレスポンスについて、「申請から1週間足らずで返答があった」とし、制度としての利便性の高さも評価している。

## 平成27年 新春講演会・新年互礼会のご案内

平成27年1月29日(木)、恒例の新年互礼会を帝国ホテル大阪において開催いたします。また、新年互礼会に先立ち、関西大学政策創造学部の白石真澄教授を講師に招いて恒例の「新春講演会」

を併せて開催いたします。  
日時：平成27年1月29日(木)  
場所：帝国ホテル大阪  
【新春講演会】17:50～4階 芙蓉の間  
講師：関西大学 政策創造学部

教授 白石 真澄 氏  
演題：イノベーションと企業経営  
【新年互礼会】19:00～4階 牡丹の間

1月14日(水)までにお申し込み下さい。